



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年12月14日（土） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
農政部	次長	高井尚治	直通 058-272-8415 FAX 058-278-2680
家畜防疫 対策課	家畜防疫 対策監	小林弘明	直通 058-272-8446 FAX 058-278-3533

高病原性鳥インフルエンザ発生に係る移動制限区域の解除について

11月19日に、岐阜県本巣市内の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン県内1例目）について、発生農場の防疫措置完了後21日が経過したことから、国との協議の結果、下記のとおり移動制限区域を解除しました。

なお、これに伴い今回の発生を受けて設置したすべての消毒ポイントを閉鎖しました。

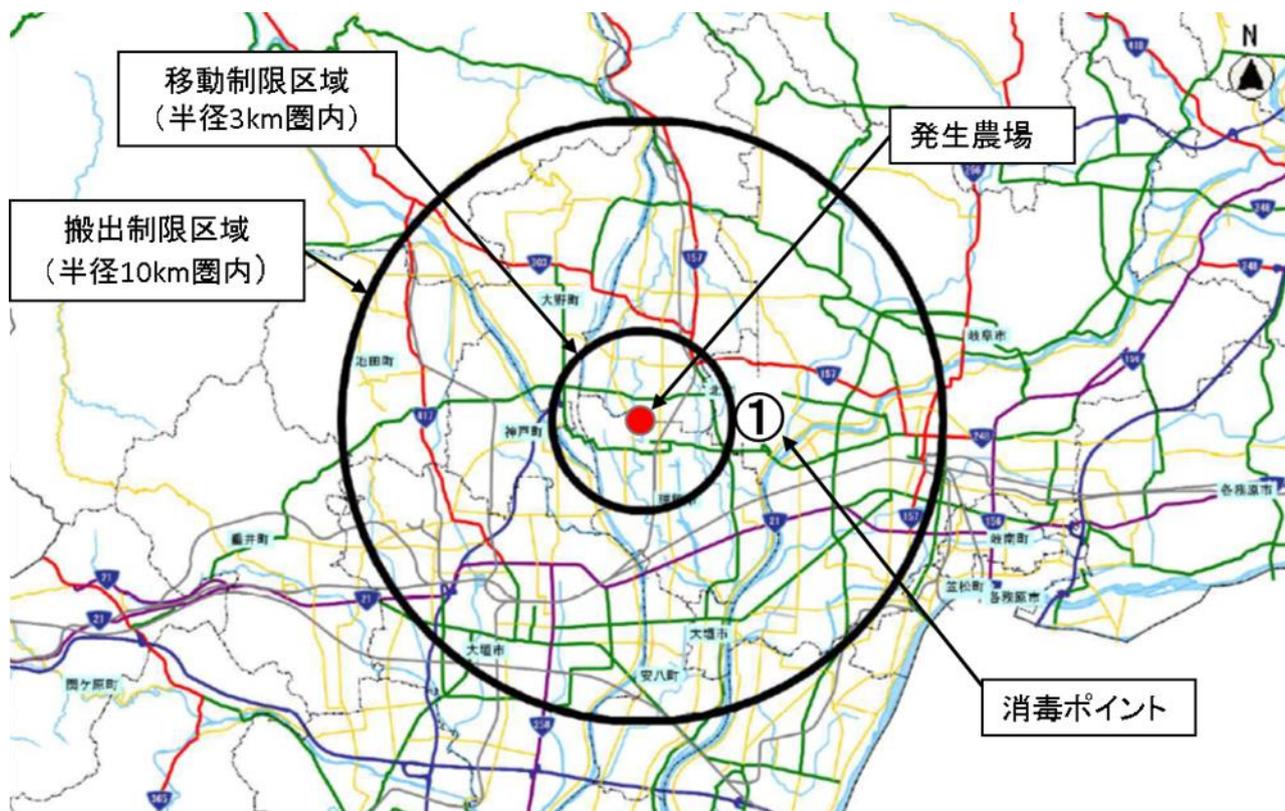
記

1 移動制限区域の解除日時

令和6年12月14日（土） 午前0時

2 閉鎖する消毒ポイント

※ 閉鎖する消毒ポイントの場所は、別紙地図を参照。



閉鎖する消毒ポイント（1箇所）

	施設名	住所	消毒方法	消毒対象
①	北方町総合体育館	本巣郡北方町高屋石末 1-9	噴霧	畜産関係車両

※自主的に設置している県内5箇所の消毒ポイントについては、移動制限区域解除後も継続されます。

参考 「自主消毒ポイントの設置について」

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/20064.html>